

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 依田 康 宏

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 : 廃油 (売払い)
 - (2) 引渡場所 : 陸上自衛隊山口駐屯地
 - (3) 搬出 (引渡) 期限 : 代金納付の日から5日以内 (令和5年6月30日 (金) までに搬出)
 - (4) 売払物品・数量 : 入札書のとおり
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 令和4・5・6年度の競争参加資格 (全省庁統一資格) 「物品の買受け」D等級以上格付けされ中国地域の競争参加資格を有し、
 - (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
 - (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として指定されていない者。
- 3 契約条項等を示す場所
入札資料等は、下記に示す期間、第322会計隊契約班窓口において配布する。
令和5年5月15日 (月) ~ 令和5年5月29日 (月) (0815~1700 但し土曜日曜日を除く)
- 4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 現場説明会 : 実施しない
※現物等の確認は、下記の期間中に調整の上、実施する。(調整先: 第13項(8)の売払物品に関する担当者)
令和5年5月15日 (月) ~ 令和5年5月29日 (月) (0815~1700 但し土曜日曜日を除く)
※なお、現物等を未確認の方が入札を行う場合、じ後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、お願い致します。(現物未確認による紛争防止のため)
 - (2) 入 札
ア 場 所 : 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 入札室
イ 日 時 : 令和5年5月30日 (火) 10時00分
- 5 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金 : 免除
 - (2) 契約保証金 : 免除
 - (3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。
- 7 入札の無効
 - (1) FAXによる入札
 - (2) 第2項で示し競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (3) 入札に関する条項に違反した入札
 - (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - (5) 入札権限のない者の入札 (要委任状)
- 8 契約書の作成及び契約条件
 - (1) 落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
 - (2) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
 - (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
 - (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵 (かし) 等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
 - (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。
- 9 落札の決定方式
総額決定 (消費税抜き)
総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とします。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- 10 売払代金の納付期限
令和5年6月30日 (金)
※物品引渡しの日までに納付しなければならない。
- 11 所有権移転の時期
当該物件の引渡し完了したとき。
- 12 物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として5日以内。(令和5年6月30日 (金) までに搬出)
但し、物品管理官が別に期日を定める場合はその日までとする。
- 13 その他
 - (1) 郵便による入札については、令和5年5月29日 (月) の17時00分到着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めません。
 - (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
 - (4) 入札に参加する者は、令和5年5月29日 (月) までに資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX可)
 - (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
 - (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
 - (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
 - (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
ア 入札に関する事項
〒753-8503 山口県山口市上宇野784
陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当: 尾上
083-922-2281 内線(343) FAX 083-922-2283 (直通)
イ 売払物品等に関する事項
陸上自衛隊山口駐屯地業務隊 管理科補給科 担当: 伊藤 083-922-2281 内線(263)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊、
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

